コンプライアンス基本方針

当社は、『仕濾過事』の経営理念のもと、ヤマシンフィルタグループすべての役員及び従業員が、それぞれの事業活動において遵守すべき基本的な事項を定め、社会から信頼される企業となることを目指し、「企業行動規範」及び「行動基準」を制定しました。 私を含めたすべての役員及び従業員は、この「企業行動規範」及び「行動基準」を遵守・ 実践し、企業としての社会的責任を果たすべく、一丸となって取り組んでまいります。

> 2011年10月 ヤマシンフィルタ株式会社 代表取締役社長 山崎 敦彦

I 企業行動規範

私たちは、企業の社会的責任を自覚し、あらゆる法令・ルールを遵守するとともに、社 会的良識をもって次のとおり行動します。

- 1. 私たちは、常に魅力ある商品とサービスの提供に心がけ、お客様の「満足」と「信頼」の向上に努めます。
- 2. 私たちはあらゆる法令・ルールを遵守し、社会倫理に基づいた誠実かつ公正な企業活動を行います。
- 3. 私たちは、企業としての価値を継続的に高め、透明性のある経営を目指します。
- 4. 私たちは、従業員の人格・人権を尊重するとともに、従業員が働きやすい職場環境の実現に努めます。

II 企業行動基準

「企業行動規範」の考え方に基づき、ヤマシンフィルタグループすべての役員及び従業員 が、日々の業務において認識すべき行動の基準とするものです。

- 1. 事業活動について
 - (1) 最高の品質とサービスの提供 「フィルタビジネスを通じてお客様へ最高のサービスを提供する」との考え に基づき、安全で高品質の製品・サービスの提供を行います。
 - (2) 対等・公正・透明な取引 すべての取引先との対等・公正・透明な取引を行います。
 - (3) 知的財産権の保護・尊重

知的財産権を含め他人の権利・財産を尊重し、これを侵害しません。

(4) 接待·贈答

いかなる取引に対しても真摯で礼儀正しい対応を心掛け、節度を超えた接待・贈答を受けたり、行ったりしません。

(5) 環境に配慮した事業活動

資源の無駄遣いはせず、環境に配慮した事業活動を行います。

2. 会社と社会の関係について

(1)情報の開示

株主、投資家、お客様等から正しい理解と信頼を得るよう、会社の経営状況 や企業活動全般について適時・適切に情報を開示します。

(2) 適正な会計処理

会計に関する法令や社内規程を遵守し、適正かつ迅速な会計処理及び会計報告を行い、経営の透明性の向上に努めます。

(3) 社会への責任

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、また不当な要求は断固として拒絶します。

(4) 地域社会への貢献

役員及び従業員ひとりひとりが社会の一員であるとの認識に立ち、すべての 人に誠意をもって接するとともに、良き市民として地域社会に貢献していき ます。

3. 会社と従業員との関係について

(1) 人権の尊重・差別の禁止

従業員ひとりひとりの基本的人権を尊重し、人種、信条または性別などで差別しません。

(2) ハラスメント行為の禁止

性別や職権・地位などを背景とした個人の尊厳を傷つけるような言動 (セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等) は行いません。

(3) プライバシーの保護

個人のプライバシーを尊重するとともに、会社が有する従業員の個人情報の 取り扱いには、細心の注意を払い、これを適正に管理します。

(4) 就業規則等の遵守

就業規則をはじめとする社内の諸規則を遵守します。

(5) 清潔で快適な職場環境の維持・確保

安全で衛生的な職場環境の整備に努め、また、働きやすい健康な職場環境の

維持・確保に努めます。

4. 会社財産との関係について

(1) 適正な情報の管理

業務上知り得た情報の管理を徹底し、機密情報、個人情報等の流出・漏洩の 防止に努めます。

(2) 利益相反行為の禁止

会社の承認なしに、会社の利益に相反する行為(利益相反行為)は一切行いません。

(3) インサイダー取引の禁止

業務上知り得たインサイダー情報を利用して、不正な株式等の取引を行いません。

(4) 会社財産の適正な利用・管理

全ての会社財産は仕事を遂行するという目的で、貸与あるいは提供されており適切かつ効率よく利用・管理します。

III 実効に向けて

1. 適用の範囲

コンプライアンス基本方針は、ヤマシンフィルタグループのすべての役員及び従 業員に適用します。

2. 定着に向けた活動、職場風土の醸成

コンプライアンスの重要性を充分に理解し、日常の業務において「企業行動規範」に基づいた判断と行動を実践するよう、継続的なコンプライアンス研修を実施していきます。

3. 通報·相談

この「企業行動規範」及び「行動基準」に違反する行為または違反する恐れのある行為を発見した場合、上司を通してまたは直接、内部通報窓口に通報・相談してください。

4. 罰則

「企業行動規範」及び「行動基準」に違反した者や違反を放置した者については 就業規則に基づき措置します。

以上